

令和7年度杉並区立杉並第一小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定のねらい

いじめは、その対象になった児童に深刻な苦痛を与え、時に生命や心身に重大な危険を伴う恐れのある重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童もいじめる側といじめられる側の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの児童でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、共通理解を図り組織的に対応していく。

杉並区立杉並第一小学校いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という）は、いじめ問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）と杉並区いじめ防止対策推進基本方針（平成27年8月、杉並区教育委員会策定。令和6年8月改定。以下「基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対応）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための、基本的な方針として定めるものである。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第1章 第2条（定義）」）

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものという。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめ防止等の基本理念

いじめは「いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為である」という、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する。

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学校生活の中で、児童の人権感覚や道徳性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

（2）学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切に早期対応を行う。

4 いじめの防止等の対策のための組織

学校いじめ対策委員会

①学校いじめ対策委員会組織

<教職員関係者>

校長、副校長、生活指導主任、当該学年主任、養護教諭及び関係教職員
<外部関係者>

スクールカウンセラー

②役割

- ・いじめの防止に係る学校の年間計画の作成・実行・検証・改善
- ・いじめに関する相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化
- ・いじめの情報があった際の迅速な会議開催（会議内での情報の共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者対応等の組織的な実施）
- ・いじめ等が発見された場合の、教育委員会人事指導課への報告、教育委員会と連携したいじめ等の解消

5 いじめを「防ぐ」取組 <未然防止>

いじめを許さない学校・学級づくり

「いじめが発生してから対応する（事故対応）のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土を作る（未然防止）」ことを重点として指導する。

すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを徹底して指導していく。

（1）学級経営の充実

日頃から児童とのコミュニケーションを密にし、児童が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは、正しい行為である」ことを児童が認識できるようにする。学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

（2）分かる授業づくり

児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

（3）道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう教育活動全体を通じて指導する。

（4）体験活動の充実

他者と関わり、コミュニケーション能力を培う体験活動を学校支援本部等と協働して計画的に実施する。

（5）インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。また教育委員会と連携して実態の把握に努める。

6 いじめに「気付く」取組 <早期発見>

(1) 日常的な児童の情報共有

日頃から学年会において、児童の情報共有を行うとともに、週1回の生活指導夕会で、各学級担任から学級の様子を報告していく。そうすることで、教職員が児童理解を深めていくようにするとともに、情報共有やいじめ等の早期発見の機会とする。

(2) いじめ防止に関する授業の実施

いじめ防止に関する授業を年3回以上実施し、児童のいじめ防止のために必要な資質・能力の向上を図る。

(3) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年間3回（6月、11月、2月）児童に対するアンケート調査を実施する。

(4) 教育相談の実施

定期的に教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○年1回、第5学年全員に個別面接を行う。

○6月、11月、2月のアンケート結果を受け、効果的な教育相談を実施する。

(5) 児童及び保護者との信頼関係の構築

○保護者が学校の教育活動への理解を深められるよう、保護者会を年間4回実施するほか、9月に平日授業公開、年5回土曜日学校公開を実施する。

○児童理解を深めるとともに、保護者との信頼関係を構築できるよう、4月に地域訪問、1学期中に個人面談を実施する。

(6) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止に関する研修を年3回以上実施し、日々の観察の仕方等、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

7 いじめから「守る」対応 <早期対応>

(1) 学校いじめ対策委員会を定期開催するとともに、週1回の生活指導夕会後にも必要に応じて適宜開催し、早期に最善な指導を行えるようにする。

(2) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、又はいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに生活指導主幹及び管理職に報告する。その後、校長は速やかに学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、いじめの再発防止をするため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。併せて済美教育センター教育S A Tに報告し、教育委員会と連携していじめ等の解消・事態の改善に向けて取り組む。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめの解消については、「一定期間、いじめに係る行為が止んでいること・

被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」この2点を学校いじめ対策委員会が児童の状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

(7) 解決後も3か月以上は経過観察を続け、情報共有に努める。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企画した場合等）
- いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- 学校は、重大事態が発生した場合、済美教育センター教育S A T・教育委員会へ事態発生について報告する。
- 杉並区においては、教育委員会の下に重大事態の調査組織（杉並区立学校いじめ問題調査委員会）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 杉並区立学校いじめ問題調査委員会は調査結果を区長に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

（令和5年8月24日　追記）

（令和6年9月19日　追記）